

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
	1 修正 2 追加 3 削除 4 その他					
1	1 修正	9 モデル施設事例	61	<p>～図書館・児童センター・公民館の用途を融合させ、市民がくつろぐひとつの家のような複合施設</p> <p style="text-align: center;">↓ 削除</p> <p>建物用途：複合施設（図書館、児童センター、公民館）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>建物用途：複合施設（児童センター、公民館、図書館）</p> <p>階 数：地上2階建、地下1階建</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>階 数：地上2階、地下1階</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造、一部木造、一部鉄骨造</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造、一部木造、一部鉄骨造、一部プレストレストコンクリート造</p> <p>延床面積：約3,000㎡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>延床面積：約3,070㎡</p>	御意見のとおり、当該部分を修正いたします。	まなびの支援課
2	1 修正	3 木造・木質化のターゲット 10 参考資料	13 80	<p>表3-2 木造化ターゲットリストに「南消防署南正雀出張所」と「千一分団」の記載がありますが、消防庁舎は災害対応拠点施設であり、本市の現消防庁舎（18庁舎）もすべてS造又はRC造です。現在策定中の「消防庁舎建設基準（素案）」においても、構造はS造又はRC造としているため、リストからの削除を要望します。</p> <p>あわせて、80ページの表10-5 木造化ターゲットリストから「南消防署南正雀出張所」、「吹二分団」、「千一分団」の削除を要望します。</p>	<p>木造化ターゲットリストについては、施設規模等の条件から木造化しやすい施設をリストアップしたものであり、木造を義務付けるものではなく、予算、工期、技術面等から可能な範囲で木造化に取り組んでいただくものです。よって、本リストについては本案のままとします。一方、「ターゲット」という文言が木造を義務付けているのではないかという印象を与えかねないことから、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】 3 木造・木質化のターゲット （1）木造化のターゲット・・・延床面積1,000㎡以下、法22条区域または準防火地域の条件を満たす施設について、木造化を特に積極的に推進すべき施設としました。</p> <p>【修正後】 3 木造・木質化に適した施設 （1）木造化に適した施設・・・延床面積1,000㎡以下、法22条区域または準防火地域の条件を満たす施設が、木造化に適した施設と言えます。</p> <p>その他の「ターゲット」の文言を使用している部分についても、同様の観点から修正いたします。</p>	消防本部

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
3	1 修正	9 モデル施設事例	64	<p>（2）北部消防庁舎等複合施設 イ 木材利用方針ですが、下記記載のとおり修正をお願いします。現在の設計概要等に沿ったものに変更しています。</p> <p>計画地周囲の道路にはイチョウ並木が連続していることから、建物西面のカーテンウォール部分に街路樹の並木をモチーフとした縦型ルーバーを採用します。</p> <p>また、建物内はエントランスホール天井に木製のルーバーを採用するなど、天然木を感じるあたたかみのある空間とすることにより、本ガイドラインの示す『木の良さ』を市民にアピールします。</p>	御意見のとおり、当該部分を修正いたします。	消防本部
4	4 その他	素案全般に対する意見	—	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等へのガイドラインであるが、本市以外の公共施設にはどのように周知徹底していくのか。 	本ガイドラインは、本市の公共建築物を対象としていますが、本市公共建築物での木材利用事例を見本として、本市以外の公共施設への木材利用促進につなげていきたいと考えています。あわせて、各種情報提供や吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】による働きかけを進めていきたいと考えています。	資産経営室
5	4 その他	素案全般に対する意見	—	<ul style="list-style-type: none"> モデルケースとして北千里複合施設（構造に木造を採用）と、北部消防庁舎等複合施設を実施進行しているが、様々な課題が想定される中、その結果が出ない時点で、ガイドラインとして出すのは、時期尚早ではないか。 	本ガイドラインは、国や地方自治体のガイドラインの情報を整理した上で、モデル施設における木材利用に関する知見を加え作成するものであり、令和3年度末に策定予定です。モデル施設に関しては木材利用に関する要となる設計段階の検討結果を反映できる状態にあることから、御指摘の様な課題やその検討結果についても概ね反映できることから、令和3年度末に策定するものです。	資産経営室
6	1 修正	2 木材利用を取り巻く状況と地域材の利用意義	8	<ul style="list-style-type: none"> ウ 木の良さがあるが、デメリットも書くべきではないか。（特に腐食性や、シロアリやその対応に薬品が必要であるなど） 「建物重量の軽量化による建物基礎の簡素化」をメリットとして記載しているが、一方で耐震性についてはどうか？耐震性が弱いといったデメリットがあるのではないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘の様な維持管理上の木材利用の課題については、留意事項という形で、「4 木材を利用した公共建築物の整備」～「7 木材利用に係る維持管理」を中心に言及していますが、御意見の観点を踏まえ、対処法も含め、より具体的に記載できるよう、今後、検討を進めます。 木造であっても、十分な耐震性を有するものと考えられます。一例として、「くまもと県産木材 中大規模木造建築物 計画・設計のご案内（熊本県）」によると、熊本地震（平成28年）における中大規模木造建築物の被害調査では構造的な被害、損傷は確認されていません。 	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
	1 修正 2 追加 3 削除 4 その他					
7	1 修正	3 ト 木造・木質化のターゲット	13	<p>(1) 木造化のターゲット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画の建替を予定している施設のうち1000㎡・・・木造化を特に積極的に推進すべき施設とした、とあるが、最適化の観点でいけば、建物の耐用年数、コスト、木造による外皮性能等が落ちるといったリスクが考えられる。ここまで指定して書くのはどうか？ <p>表3-2は件数のみでよいのではないか。</p>	<p>木造化ターゲットリストについては、施設規模等の条件から木造化しやすい施設をリストアップしたものであり、木造を義務付けるものではなく、予算、工期、技術面等から可能な範囲で木造化に取り組んでいただくものです。実際に木造化するかどうかについては、御指摘の様な観点も含めて総合的に検討するものと考えられます。一方、「ターゲット」という文言が木造化を義務付けているのではないかという印象を与えかねないことから、「意見No.2」の「修正（案）、考え方など」に記載のとおり修正いたします。</p> <p>表3-2については、具体的な施設名を記載した方がイメージしやすいことから、記載しているものです。</p>	資産経営室
8	1 修正	3 ト 木造・木質化のターゲット	13	<p>(2) 木質化のターゲット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修での内装でのターゲットとあるが、明らかにボード+クロスよりも木質の材料のほうが高い。表3-3のような件数をすべて入れるべきではないのでは。 	<p>木質化のターゲットについては、大規模修繕等を予定している施設を中心に木質化出来る可能性のある施設をリストとして整理したものであり、全ての施設の木質化を義務付けるものではなく、予算、工期、技術面等から可能な範囲で木質化に取り組んでいただくものです。</p> <p>御指摘のように、コストの観点から木質化を断念せざるを得ない施設もあるものと考えられますが、まずは木質化するという前提に立って検討することが望ましいことから、表3-3の施設数としています。</p> <p>一方、「ターゲット」という文言が木質化を義務付けているのではないかという印象を与えかねないことから、以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正前】 3 木造・木質化のターゲット (2) 木質化のターゲット・・・。そのため、木質化については建物の用途や規模等を問わず、「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」において大規模修繕・増築・建替えを予定している施設を中心に積極的に実施するようにします。</p> <p>【修正後】 3 木造・木質化に適した施設 (2) 木質化に適した施設・・・。そのため、木質化については建物の用途や規模等を問わず、「吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画」において大規模修繕・増築・建替えを予定している施設が木質化に適した施設と言えます。</p> <p>その他の「ターゲット」の文言を使用している部分についても、同様の観点から修正いたします。</p>	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
9	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	17	<p>（1）企画立案</p> <ul style="list-style-type: none"> この時点で、発注者（施設を所管する室課）が、木造、木質化の検討に入るには、市全体の方向性がないと所管の理解が得られないのではないか。 <p>木材調達の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画段階から木材の調達について、2つのモデルケースを見ても、今後の複数の小規模建物で、調整が可能か。ましてや、不慣れな各所管に木材利用の考え方が踏襲できていない段階で、対応していただくことは難しい。環境部にての取りまとめが必要では。 	<ul style="list-style-type: none"> 「吹田市木材利用基本方針」が木材利用を進めるうえでの市としての根拠となります。同方針に基づいて、木造・木質化の検討を進めるという考え方となります。 木材調達に関しては素材生産者等との調整が必要であり、各所管も不慣れな現状であることから、必要に応じて環境部による支援を行います。 	資産経営室
10	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	19	<p>設計発注</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は1000㎡規模未満の設計の発注は、基本設計、実施設計あわせて一般競争入札にて発注しているのがほとんど。その中で、構造が木造としての提案と決まっていればプロポーザルで考えていけます。しかしながら、その規模の建築物を、わざわざ、木質化だけのために時間をかけてプロポーザルを実施していくのか、また、市内の設計事務所が、この規模の公共建築物の設計ができるのか。できないとなった場合、市内業者への門戸が狭くなるのではないのでしょうか。 木造化のターゲットの施設内容にあった発注方式なのか。今までの発注方式のあり方とのバランスについて調整が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 木質化については、「木質化の場合も、必要に応じてプロポーザル方式を採用します。」と記載しています。木質化の規模、内容等に応じて企画、提案力のある設計者を選定する必要性が高い場合にプロポーザル方式を採用するものであり、義務付けるものではありません。また、プロポーザルについては、企画、提案力のある設計者を選定する趣旨のものであり、市内設計事務所の門戸を狭めるものではありません。 御意見については、本ガイドライン策定の参考とさせていただきます。 	資産経営室
11	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	22	<p>公共施設に用いる構造用木材の規格</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府内には構造用木材のJAS認定工場がないため府外に出さないといけない。そのため、一般の建物より工期が長くなる恐れがある。この程度の小規模建物で工期が長くかかるのはコストや事情が許さないとと思われるが、そのことを踏まえてでも、木材利用するのか。 	<p>構造用木材のJAS認定工場については、近隣府県（京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にあります。近隣府県で加工することで、工期の伸びを極力抑えることが可能です。</p>	資産経営室
12	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	23	<p>工事発注</p> <ul style="list-style-type: none"> 材工一括発注方式と分離発注方式について、どの所管が、どのように発注するのか。実質、現体制ではできないことを書くのか。 	<p>御指摘のとおり、現体制では、材工一括発注方式については、実施上の課題が多くあります。今後、供給側も含め体制が整備されていけば、材工一括発注方式での発注も可能になるものと考えられることから、発注方法の選択肢の1つとして記載しているものとなります。</p>	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
13	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	24	エ 木材産地の指定 ・指定しなくてもよいのか。	地域材利用を担保するために、木材産地の指定は必要です。	資産経営室
14	4 その他	10 参考資料	76	各自治体の構造別コスト比較事例について ・根拠の確認	本項目は、各自治体ガイドラインに記載の構造別コスト比較事例を根拠としたものとなります。	資産経営室
15	4 その他	10 参考資料	92	・木造建築物のコストを抑えるためのポイントは、建物の用途によって大きく変わることは歴然であるのに必要か。	本項目については、国の「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」のうち、一般的な施設整備に共通している内容に基づき記載しています。事務庁舎にしか当てはまらないような内容が含まれているのであれば、修正いたします。	資産経営室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
16	4 その他	9 モデル施設事例 10 参考資料	5、15、62、64、78、111～118	<p>【各種補助事業・制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P111～118で一覧にまとめていただいておりますが、今まで使っている事例がないと思われます。例示されている使用事例と合わせて、事例の中で活用しているメニューも記載してください。 ・ガイドラインの策定後、公共施設の建築にあたって、環境部は具体的にどのように関わっていくのでしょうか。施設の選定や木材利用の可否、手法の検討などについて、施設所管、あるいは資産経営室に任せるのではなく、計画や設計の段階（木材調達に関する体制づくり）から環境部が主体となって、積極的に参画するような仕組みづくりが必要ではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業等については、過去の時点では利用できても、現在は利用できないものもあることから、現時点で利用できるものを掲載しています。過去の採択実績については補助事業のHPで確認できるものもあります。一例として、以下の事業についてはHPで過去の実績を確認でき、参考にすることが出来ます。国交省：サステナブル建築物等先導事業（木造先導型） http://www.sendo-shien.jp/O3/ ・基本的には本ガイドラインに基づき、各施設所管等が木造化、木質化を進めることとなります。一方で、木材利用に関して不慣れな現状を踏まえ、必要に応じて環境部による支援を行います。 	都市計画室
				<ul style="list-style-type: none"> ・モデル施設となっている北千里小学校跡地複合施設ではCLTを使用していますが、掲載されているメニューを活用できますか？（当該施設は、まちづくりに絡めて都市構造再編集中央支援事業費補助金を活用しています。） ・モデル施設となっている北部消防庁舎等複合施設に活用できるメニューはありますか？もしなければ、今後どのような点に留意すれば内装の木質化に活用できますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前であればという前提になりますが、一例として、国交省の「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」については応募可能であったものと考えられます。また、補助事業ではありませんが、森林環境譲与税の活用が可能です。 ・掲載メニューの中では、当該施設に活用出来るものはありません。木質化については、林野庁の「林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策」が対象となりますが、単年度で工事を完了させる必要があるため、活用が出来ません。単年度事業であれば、今後の他の施設の木質化に活用できる可能性があります。また、補助事業ではありませんが、当該施設も含め、森林環境譲与税の活用が可能です。 	都市計画室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
17	4 その他	3 木造・木質化のターゲット	9、13、61、74、78、80	<p>【木造化のターゲット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他建築物」であれば木造化しやすいとのことですが、1000㎡以下でも準防火地域では階数制限が出てくるので、3階建てが必要ならば木造化しないということでしょうか？それとも、その他建築物となるように設計に求めていくのでしょうか？ 避難所となる施設でも「その他建築物」となるように木造化を推進していくということでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 木造化のターゲットについては、規模等の条件から木造化しやすい施設をリストアップしたものです。その条件から外れば木造化をしないのではなく、「木造化が可能かどうかを検討し、可能なものについては積極的に木造化する。」という考え方になります。その他建築物、準耐火建築物、耐火建築物のいずれをとるかどうかにについては、状況を踏まえ事例ごとに判断するものとなります。なお、モデル施設の北千里小学校跡地複合施設は一部木造ですが、準耐火建築物として設計しています。 一方、「ターゲット」という文言が木造化を義務付けているのではないかと印象を与えかねないことから、「意見No.2」の「修正（案）、考え方など」に記載のとおり修正いたします。 避難所となる施設であっても考え方に違いはありません。他の施設と同様、状況を踏まえ事例ごとに判断するものとなります。 	都市計画室
				<ul style="list-style-type: none"> 吹田市木材利用基本方針の中で、市民が触れる機会がある内装の木質化を一番の優先順位としていますが、基本方針に基づくガイドラインでは「市民が触れる機会」をどの程度と想定しているのでしょうか？P9に記載があるように、保育園や児童会館などは理解しやすいのですが、一般的には市民が触れる機会が少ないと思われるスポーツグラウンド管理棟や消防庁舎、駐輪場もターゲットリストにありますが、これらについても対象とする必要があるのでしょうか？ 	<p>御指摘の優先順位を方針には記載していますが、方針の趣旨としては、より広く木材利用を進めていくことにあることから、用途に応じた対象設定はしていません。また、本項目については木造化を義務付けるものではありません。御指摘の様に用途に応じた対象設定をすると、逆にそこだけすれば良いと捉えられてしまうことを懸念しています。</p>	都市計画室
				<ul style="list-style-type: none"> モデル施設となっている北千里小学校跡地複合施設では、公民館の用途上、音の問題があるため木造化していません。公民館だけでなく、同用途のいこいの間や市民ホールについてもターゲットリストに掲載されていますが、このような問題は考慮されているのでしょうか？もし、北千里小学校跡地複合施設については、複合施設であることが理由とすれば、個別施設設計画では集約化や複合化を基本と考えていると思いますので、今後複合化が進めば木造化が困難になるのではないのでしょうか？ 	<p>前提として、木造化のターゲットについては、木造化しやすい施設をリストアップしたものであり、木造を義務付けるものではなく、予算、工期、技術面等から可能な範囲で木造化に取り組んでいただくものです。御指摘のとおり、RC造と比較すると木造は遮音性が低いため、遮音対策が必要です。一例としては、床材にせっこうボードやALCを用いる他、さまざまな遮音防振材料を用いた遮音対策の実施等があり、このような対策により音の問題に対しても一定の対応は可能であることから、公民館についてもターゲット施設に含めています。</p>	都市計画室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
18	4 その他	3 木造・木質化のターゲット	9、13、81～87	<p>【木質化のターゲット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木質化についても、木造化と同様に、一般的には市民が触れる機会が少ないと思われるスポーツグラウンド管理棟や消防庁舎、市営住宅、駐輪場もターゲットリストにありますが、これらについても対象とする必要があるのでしょうか？ 多くの施設数をターゲットとしていますが、例えば、個別施設計画において試算されている一般建築物の今後30年間の修繕・建替えにかかる費用の約4,096億円に対して、どの程度の影響を与えると想定していますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘の優先順位を方針には記載していますが、方針の趣旨としては、より広く木材利用を進めていくことにあることから、用途に応じた対象設定はしていません。また、本項目については木質化を義務付けるものではありません。御指摘の様に用途に応じた対象設定をすると、逆にそこだけすれば良いと捉えられてしまうことを懸念しています。 一方、「ターゲット」という文言が木質化を義務付けているのではないかという印象を与えかねないことから、「意見No.8」の「修正（案）、考え方など」に記載のとおり修正いたします。 木質化のターゲットについては、大規模修繕等を予定している施設を中心に木質化出来る可能性のある施設をリストとして整理したものであり、全ての施設の木質化を義務付けるものではなく、予算、工期、技術面等から可能な範囲で木造化に取り組んでいただくものです。実際に木質化するかどうかは、その程度も含め個別状況に応じて検討するため、全体の影響額の試算は困難なものと考えられます。 	都市計画室
19	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	15、16、21	<p>【建設のための全体プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算化の検討が設計の後半になっていますが、計画段階（遅くとも設計初期）でないと、構造が決まらないので、設計業務が進められないのではないのでしょうか？ 	御指摘のとおり、P15-16の図4-1については、他のガイドライン等から引用した図であるため現状は市の施設整備の流れと整合していませんが、最終的には整合できるように内容を整理します。	都市計画室
20	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	18、63	<p>【木材調達の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間的制約があるが能勢産材を中心に調達を検討することですが、工期を延ばすことでその他構造よりも経費がかかることが想定されますが、工期を延ばしてまで能勢産材を活用していくのでしょうか？北千里小学校跡地複合施設の事例からすると、現状では混構造にしないと調達が難しいと思われるのですが、能勢産材の流通量の調査や事業者等への聞き取りなどは行ったのでしょうか？ 	<p>能勢町産材の生産者である大阪府森林組合の職員に木材検討会議に委員として入っていただき、能勢町産材の調達も含め議論しています。</p> <p>基本的には工期に収まるような形での能勢町産材の利用を進めることになるものと考えられます。木材利用量が多く、能勢町産材だけでは調達を工期に間に合わせる事が難しい場合は、足りない分について調達範囲を大阪府内産材、国産材と広げることで対応が可能です。また、木材の伐採時期である冬場（11～2月）に合わせた工期を設定することで、工期自体は延ばさなくても、よりスムーズな木材調達も可能です。北千里小学校跡地複合施設の事例では混構造としましたが、先述の様な対応を行うことで、必ずしも混構造でなくとも木材調達は可能と考えられます。</p>	都市計画室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
21	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備	18、19	<p>【建設単価の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内外の建築事例を参考に、建設費の構成要素や、内装・設備のグレード等の個別事情を踏まえて検討となっていますが、具体的な検討方法や手順などについて、具体的に事例を示してもらえないでしょうか？ 	<p>当該部分の意味としては、「建設単価については類似事例をベースに決定します。その際、比較する事例が妥当かどうか注意する必要があります。比較事例とグレード等が大きく違うと単価の妥当性が失われるからです。」というものとなります。</p> <p>具体的な事例については、そこで示された単価が予算上の制約（それ以下の金額が必須となること）になる恐れがあることから、掲載が難しいものと考えられます。</p>	都市計画室
22	4 その他	4 木材を利用した公共建築物の整備 6 地域材の調達について 10 参考資料	22、32、69、71	<p>【構造用木材の規格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAS相当材とは構造計算フローのsの計算をするものですか？材料管理の手間が生じることですが、それでも使用していくのでしょうか？ ・コスト抑制のために1等材や辺材・心材の使用を促していますが、施設管理者としては安全性、利便性を配慮すると使用を控えることが想定されますが、環境部からはどのように指導していくのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、JAS相当材を利用する場合は、構造計算フローのsの計算をすることになります。JAS相当材は、JAS認定工場が無い等の理由でJAS材が利用出来ない場合の代替として、主に利用されるものです。御指摘のとおり、材料管理の手間が生じますが、JAS相当材に関する独自規格制度がある地域もあります（例：京都木材規格（KTS））。このような制度を活用することで、材料管理の手間を軽減できるものと考えられます。現状、大阪府にはこのような独自規格制度はありませんが、今後整備されれば、材料管理の手間を軽減できるものと考えられます。 ・基本的には、安全性、利便性に支障のない範囲で使用していくこととなります。モデル施設においても、1等材や辺材・心材を使用する予定です。 	都市計画室
23	4 その他	5 木材利用に係るコスト 10 参考資料	27、78	<p>【事例によるコストの比較検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造化のターゲットになっていない学校ではなく、ターゲットになっている保育園や公民館の比較はないのでしょうか？ ・2階建て事務所だと木造の方が安いということですが、22条地域のその他建築物だと、敷地の大きさや複合化などにより、3階建てにすることも考えられます。この場合、コストアップを理由に木造化しないという選択はありますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の様な比較事例として以下のものがあります ①平成29年度 CLTの建築コスト調査（岡山県・保育施設の比較事例有） https://www.pref.okayama.jp/page/556610.html ②平成28年度 木造化・木質化に係るコスト比較（（一社）木を活かす建築推進協議会・保育園の比較事例有） http://mokusouzouka.kiwoikasuu.or.jp/ 双方とも木造が他の構造比べて、コストが安いもしくは大きく変わらないという結果となっています。 ・本市が木造化を進めているのは、木材利用方針に基づいた木材利用推進の一環であり、木造が他の構造と比べて安いから進めているものではありません。一方、コストも重要な要素の一つではあるため、本ガイドラインにもコストを抑えるための方法についても記載しています。御指摘の様な状況の場合、コストアップする可能性はありますが、木造の方が極端にコスト高となる場合を除き、コストだけを理由に木造化をしないのは望ましくないものと考えられます。 	都市計画室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
24	4 その他	6 地域材の調達について	32	<p>【JAS認定工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北千里小学校跡地複合施設では能勢産材を使用するために府外での加工が必要になり、コストアップになっているようですが、能勢産材の使用は必須なのでしょうか？場合によるという回答になるかと思いますが、何か基準がないと判断に困ります。 	<p>基本的には、吹田市木材利用基本方針の「4 府内産材等の利用」に基づき、可能な範囲内で能勢産材を使用することになります。難しい場合は、府内産材、国産材と範囲を広げるという考え方になります。</p> <p>構造用木材のJAS認定工場については、近隣府県（京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にあります。近隣府県で加工することで、コストアップも抑えることが可能です。</p>	都市計画室
25	4 その他	5 木材利用に係るコスト 6 地域材の調達について	27、35	<p>【維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造的に重要な部材、腐りやすい部材など耐久性に考慮した設計が必要な部分（薬剤処理や部分的に木材以外の部材活用）はコストアップにつながると思われるので、その部分には木材利用しないという基準は設けられないのでしょうか？ P27で工事費のコスト比較はされていますが、木材利用基本方針には「公共建築物等の整備にあたっては、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体、廃棄、リサイクル等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮する等し、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。」とあり、維持管理費も含めたライフサイクルコストについても、モデルケースを示すなど比較検討できるようにしていただかないと、総合的な判断ができません。 	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインは木材利用を進めていく上での情報を整理したものであり、基準を設定するものではありません。御指摘のような観点で木材を利用しないという判断をする場合も有り得るかとは思いますが、基本的には木材を利用する前提で検討した上で、やむを得ず利用できない場合にそのような判断をすることになるものと考えられます。なお、モデル施設である北千里小学校跡地複合施設では、柱、梁、屋根といった構造的に重要な部材についても木材を利用する予定です。 施設ごとに状況が異なることから、ライフサイクルコストを含めた比較のモデルケースを示すことは難しいですが、一例として以下のものがあります。 <p>■なるほど公共事業（令和元年度版） 県産木材の活用でライフサイクルコストを抑制（茨城県） https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/naruhodo/documents/11lifecylecost.pdf</p>	都市計画室
26	4 その他	10 参考資料	71	<p>【構造計画フロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「グレー本」がわからないので、注釈を入れてください。 	<p>御意見を踏まえ、以下の注釈を加えます。</p> <p>※グレー本 木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2017年版）</p>	都市計画室

吹田市木材利用推進ガイドライン素案に対する庁内意見一覧（意見照会期間：令和3年4月6日～16日）

No.	意見種類 1 修正 2 追加 3 削除 4 その他	該当箇所	該当ページ	意見	修正（案）、考え方など	意見者
27	4 その他	10 参考資料	92	<p>【コストを抑えるためのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設では長尺材（6～8m以上）の規格だと思われるため、木造化して割高になるのであれば、学校施設では木造化は難しいのではないのでしょうか？ 	<p>本市が木造化を進めているのは、木材利用方針に基づいた木材利用推進の一環であり、木造が他の構造と比べて安いから進めているものではありません。一方、コストも重要な要素の1つではあるため、本ガイドラインにもコストを抑えるための方法についても記載しています。御指摘の様に長尺材を使用する場合、コストアップする可能性はありますが、木造の方が極端にコスト高となる場合を除き、コストだけを理由に木造化をしないのは望ましくないものと考えられます。</p>	都市計画室